

3 答申第 5 号
令和 3 年 5 月 1 2 日

久留米市農業委員会
会長 笠 幸夫 様

久留米市情報公開・個人情報保護審議会
会長 吉 岡 マ サ ヨ

答 申 書

令和 3 年 3 月 1 0 日付け 2 農委第 2 6 3 9 号による諮問事項について、下記のとおり答申する。

記

1 諮問事項

独立行政法人水資源機構からの求めに応じた農地台帳上の情報の提供について

- 1 農地台帳上の情報のうち、農地所有者、農地に設定された賃借権等の権利者及び耕作者の住所を外部提供することの公益上の必要性の有無（条例第 9 条第 3 項第 4 号）及び当該外部提供に係る本人通知の省略の適否（条例第 9 条第 4 項ただし書）について
- 2 農業委員会が保有する農地台帳上の情報をオンライン結合等（磁気記録媒体）により提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第 1 0 条第 1 項第 2 号）について

【農業委員会事務局】

2 審議会の意見

農地台帳上の情報のうち、農地所有者、農地に設定された賃借権等の権利者及び耕作者の住所を外部提供すること及び当該外部提供に係る本人通知を省略することについては、公益上の必要性がある。

また、上記個人情報及び農地法により一般に公開することが求められている農地台帳上の情報をオンライン結合等により提供することについても、公益上の必要性があり、個人の権利利益を侵害するおそれはない。

3 承認日

令和 3 年 4 月 2 6 日